

学校は、社会で必要とされる力や感性を身につける場である。従って、身だしなみ・持ち物全般について、清潔感を保ったり、悪目立ちすることがないようにしたりするなど、生徒自らも、様々なことを考えあわせた上で判断できるようにすること。

1 服装等

- 学校指定の制服を着用する。
 - ※ 転入生は、前在籍校の制服の着用可。
 - 登下校は制服または体育着、ジャージとする。
 - 清潔感を保ち、だらしない着方をしない。
 - ワイシャツ、ブラウスは白とし、その下には体育着を着用する。
 - ※ 体育着（上衣）の下に下着等を着用する場合は、体育着から下着の袖などを出さない。
 - 名札（入学式当日に配布）は制服、ワイシャツ、ベスト等の左胸にとめる。
 - 防犯上、名札は校外では外す。
 - 上履きは学校指定のものとする（各学年、色の指定あり）。記名は外側（かかとの裏部分）。
 - 外履きはひものついた、学校の活動に適する運動靴とする。防犯上記名は内側。
- ※原則、始業式や終業式などの儀式的行事、朝礼は制服での参加とする。

《防寒対策について》

- 防寒具全般について、防寒の意図にそぐわないもの、色・装飾等が華美なものは不可とする。
（各部で購入しているウィンドブレーカーについては、蛍光色等がありうる。）
 - 制服の下にセーター着用可（カーディガンは不可）。
 - タイツ（ストッキング）等着用は、制服・ジャージ着用時のみとする。
体育の授業時は着用不可（履き替え用の靴下を準備）。
 - ※ 入学式・卒業式では、セーターやタイツ等の着用不可。
 - 防寒具について、特に自転車通学時、安全に走行できるものとする。
 - コートは華美でないものとする。また、部活動で使用しているウィンドブレーカー（上下）に登下校の際、着用することを認める。
- ※ウィンドブレーカーは必ず購入するものではなく、すでに家にあるものを使ってもよい。

《その他》

- 靴下はケガの予防という観点から、くるぶしの隠れる長さとする。
- ※ 入学式・卒業式では、白の靴下とする。
- ベルトは黒の革または布製で幅も標準のものとする。
- 制服とジャージの併用・制服とウィンドブレーカー（下）の併用は禁止とする。

2 頭髪等

- 清潔感を保つ。また、悪目立ちをしたり、学校での活動の妨げにならないよう整える。
- 髪留めについては、華美でないピン留めのみ使用可。
- 香料、化粧品、整髪料、装飾品の使用は禁止する。
- ピアスや爪、眉の加工は禁止する。

3 持ち物

- ・カバンは学校指定のバックである城南バックとし、登下校の際は城南バックを背負って通学する。荷物が入りきらない場合はサブバック（華美でないもの）併用可。
- ・生徒手帳は毎日持参する。
- ・学校生活に関係のない不要物の持ち込みは禁止する。
- ・教科書等は置いていってよいものと、持ち帰るものの区別をする。また、忘れ物をしない。
- ・メガネや文房具、その他の持ち物等、華美なものは不可。
- ・健康上の理由で必要なもの（日焼け止め、リップクリーム、ハンドクリーム等）は、無色・無臭・無光沢なものに限る。
使用する場所はトイレのみで、貸し借りをしない。
- ・制汗シートは、無香料のものは可。（制汗スプレーは不可）
- ・水筒は1年を通して持参して良い。水筒の中身は、水または麦茶等のお茶類、スポーツドリンクとする。校舎2階にある「ウォータースタンド」で水筒に水を補給しても良い。

4 自転車通学（詳細については別紙）

- ・学校に申請した者が、自転車を利用して通学することができる。
- ・交通マナーや自転車通学遵守事項を守る。
- ・通学用自転車には、鑑札シールを所定の場所に貼る。
- ・通学用自転車は普通自転車とする。ドロップハンドルや改造ハンドル、整備不良、無灯火の自転車の使用を禁止する。

5 欠席届等(欠席・早退・遅刻・体育の見学等) ※必ず保護者が行う。

- ・Formsにて8:25までに連絡をする。
- ・電話による連絡の場合、原則として8:15以降とする。
- ・体育の見学や早退等の連絡については、生徒手帳に保護者が記入し、本人が担任の先生と教科担任の先生に届け出る。

6 保健室の利用について

- ・体調不良やけが等が生じた場合は、教科担任の先生に報告して、保健委員が保健室に連れて行く。
- ・早退した時は、帰宅後、到着したことを中学校に電話連絡する。ただし、保護者が迎えに来た場合は連絡しなくてよい。

7 さわやか相談室の利用について

- ・学習のこと、生活のこと、友人のこと、自分のこと、その他悩みや困ったことがあるときは、昼休み、放課後等に相談することができる。

8 その他

- ・進んであいさつをする。
- ・公共物を大切に扱い、使用後は整理・整頓する。
- ・登下校の際は、決められた通学路を通る。
- ・登下校中、寄り道せず学校・家に向かう。買い食い、たまって話をする、そのまま遊ぶなどしない。
- ・登下校の際、不審者に十分注意する。なお、防犯ブザーの携帯を推奨する。
- ・体育館前の自動販売機はルールを守って利用する。必要以上の大金を持ってこない。

《学校外の生活についての注意》

- ・外出するときは行き先、帰宅時間、同行者の氏名等を保護者に伝える。
- ・生徒だけでの外泊や娯楽施設(カラオケ、ゲームセンター等)の出入り、生徒同士の物品の売買、金銭のやりとりは、大きなトラブルの原因となる恐れがある。

※学校生活のきまり全般について、状況に応じて生徒総会・職員会議等の検討を踏まえて改定がありうる。